**住民活動団体会則（例）**

　この会則は、住民活動団体の発足にあたり形式的に会則を作成して、活動を開始しようとするときの参考として例示したものですので、これを参考に団体の実情にあった会則をお作りください。

制定　平成○年○月○日

○○○○○○○　会則

（名称及び事務所）

第１条 本会は○○○○○○（以下「会」又は○○という。）と称し、事務所を（斑鳩町○○○○○

　に置く又は代表の自宅に置く）。

（目　的）

第２条　本会は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ことを目的とする。

（活動内容）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

（１）　○○○○○○

（２）　・・・・・・

（３） その他、目的の達成に必要な活動

（会　員）

第４条　本会の会員は、本会の目的に賛同して入会したものとする。

　２　会員として入会しようとするものは、代表にその旨通知し、役員の承認を得るものとする。

　３　会員は、代表にその旨通知すれば、任意に退会することができる。

（役員の選任）

第５条　会に、代表、副代表、会計の役員を置く。

２　役員は、会員の互選によって定める。

（総　会）

第６条　総会は、年１回代表が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

（会　費）

第７条　会費は、会員1人につき、年額○○○○円とする。

（細則の制定）

第８条　本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附 則

　この会則は、平成○年○月○日から施行する。